

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

訓令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

(同)

五

企業局

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

五

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

病院局

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

六

○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

六

訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中、「百分の三・八」を「百分の一・八」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	121,600	194,500	212,300	279,200
	2	122,500	195,900	214,000	281,100
	3	123,500	197,300	215,700	283,000
	4	124,400	198,700	217,400	284,900
	5	125,400	200,100	218,900	286,800
	6	126,400	201,600	220,100	288,700
	7	127,400	203,100	221,300	290,600
	8	128,400	204,600	222,500	292,500
	9	129,200	206,100	223,800	294,200
	10	130,200	207,700	225,400	296,000
	11	131,200	209,300	227,000	297,800
	12	132,300	210,900	228,600	299,600
	13	133,100	212,300	230,300	301,200
	14	134,100	213,300	232,100	302,900
	15	135,100	214,300	233,900	304,600
	16	136,100	215,300	235,700	306,300
	17	137,200	216,100	237,700	307,900
	18	138,400	217,100	239,300	309,600
	19	139,600	218,100	240,900	311,300
	20	140,800	219,100	242,500	313,000
	21	141,900	220,000	244,100	314,300
	22	143,800	222,000	245,700	315,700
	23	145,800	224,000	247,300	317,100
	24	147,800	226,000	248,900	318,600
	25	149,800	227,900	250,400	320,200
	26	151,300	229,800	252,000	321,700
	27	152,800	231,700	253,600	323,200
	28	154,400	233,600	255,200	324,700
	29	155,700	235,300	256,600	326,300
	30	157,200	236,900	258,000	328,800
	31	158,700	238,500	259,400	331,300
	32	160,200	240,100	260,800	333,900
	33	161,600	241,700	262,100	336,500
	34	163,200	243,300	263,500	338,500
	35	164,800	244,900	264,900	340,500
	36	166,400	246,500	266,200	342,500
	37	167,900	248,000	267,700	344,400
	38	169,100	249,600	269,600	346,300
	39	170,300	251,200	271,500	348,200
	40	171,500	252,800	273,400	350,100

再任
用職
員以
外の
職員

41	172,500	254,200	275,300	352,000
42	174,100	255,600	277,200	353,600
43	175,700	257,000	279,100	355,200
44	177,300	258,400	281,000	356,800
45	179,000	259,700	282,700	358,500
46	180,300	261,100	284,600	359,700
47	181,600	262,500	286,500	360,900
48	182,900	263,900	288,400	362,000
49	184,200	265,200	290,100	363,000
50	186,000	266,400	291,900	364,100
51	187,800	267,700	293,700	365,100
52	189,600	269,000	295,500	366,200
53	191,600	270,100	297,400	367,100
54	192,900	271,400	299,100	367,800
55	194,200	272,700	300,800	368,500
56	195,500	274,000	302,500	369,200
57	196,900	275,200	304,200	369,800
58	198,200	276,300	305,900	370,500
59	199,500	277,400	307,600	371,200
60	200,800	278,500	309,300	371,900
61	202,300	279,700	310,600	372,400
62	204,300	280,700	312,200	373,100
63	206,300	281,700	313,800	373,800
64	208,300	282,700	315,400	374,500
65	210,200	283,500	317,100	375,000
66	211,500	284,400	318,700	375,700
67	212,800	285,300	320,300	376,400
68	214,100	286,200	321,900	377,100
69	215,400	287,200	323,400	377,600
70	216,400	288,000	324,600	378,300
71	217,300	288,800	325,800	379,000
72	218,300	289,600	327,000	379,700
73	219,200	290,400	328,100	380,200
74	220,300	290,900	329,100	380,800
75	221,400	291,400	330,000	381,400
76	222,500	291,900	331,000	382,000
77	223,800	292,300	331,900	382,700
78	225,400	292,700	332,700	383,300
79	227,000	293,100	333,500	383,900
80	228,600	293,500	334,300	384,500
81	230,300	293,800	335,200	385,100
82	231,800	294,200	335,900	385,700
83	233,300	294,600	336,600	386,300
84	234,800	295,000	337,300	386,900
85	236,200	295,300	337,800	387,600
86	237,600	295,700	338,400	388,200
87	239,000	296,100	339,000	388,800
88	240,400	296,500	339,600	389,400

	89	241,700	296,800	340,000	390,100
	90	243,100	297,200	340,500	
	91	244,500	297,600	341,000	
	92	245,900	298,000	341,500	
	93	247,200	298,200	342,000	
	94	248,600	298,600	342,500	
	95	250,000	299,000	343,000	
	96	251,400	299,400	343,500	
	97	252,600	299,600	344,000	
	98	253,900	300,000	344,500	
	99	255,200	300,400	345,000	
	100	256,500	300,800	345,500	
	101	257,600	301,000	345,900	
	102	258,800	301,400	346,400	
	103	260,000	301,800	346,900	
	104	261,200	302,200	347,400	
	105	262,500	302,400	347,700	
	106	263,700	302,800	348,200	
	107	264,900	303,200	348,700	
	108	266,000	303,600	349,200	
	109	267,100	303,800	349,500	
	110	268,300	304,200	350,000	
	111	269,500	304,600	350,500	
	112	270,700	305,000	351,000	
	113	271,700	305,200	351,300	
	114	272,800	305,600	351,700	
	115	273,900	306,000	352,100	
	116	275,000	306,400	352,500	
	117	276,100	306,600	353,000	
	118	277,200	306,900	353,400	
	119	278,300	307,200	353,800	
	120	279,400	307,500	354,200	
	121	280,300	307,900	354,700	
	122		308,200	355,100	
	123		308,500	355,500	
	124		308,800	355,900	
	125		309,200	356,400	
再任職員		203,500	210,800	247,000	278,800

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十二号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年宮城県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中、「受けていた給料月額」の下に、「に百分の九十九・八三」を、「平成二十二年十二月一日」の下に、「以下「基準日」という。」を加え、「である」を、「(給料表の適用を受ける職員で一級の一号俸から六十八号俸までの号俸であるものを除く。以下「給料表適用職員」という。)である」に、「当該給料月額に百分の九十九・七九を乗じて得た額とし」を、「百分の九十九・六二を乗じて得た額」に改め、「とする。」を削る。

附則第十項第一号を次のように改める。

一 施行日の前日から引き続き給料の調整を行う職を占める職員(以下「給料の調整額適用職員」という。)(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額に百分の九十九・八三(基準日において給料表適用職員である者にあつては、百分の九十九・六二)を乗じて得た額

附則第十項第二号中、「なる調整基本額」の下に、「に百分の九十九・八三」を加え、「当該調整基本額に九十九・七九を乗じて得た額」を、「百分の九十九・六二を乗じて得た額」に改め、同項第三号中、「給料の切替えに伴う経過措置(平成十九年宮城県人事委員会規則第七・百三十四号)」を、「宮城県人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)」に、「当該」を、「同項各号に掲げる」に、「同日に当該」を、「同日に同項各号に掲げる」に、「場合」を、「場合」を、「以下この号において同じ。」に改め、「なる調整基本額」の下に、「に百分の九十九・八三」を加え、「前日に給料の切替えに伴う経過措置」を、「前日に宮城県人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)」に、「当該調整基本額に九十九・七九を乗じて得た額」を、「百分の九十九・六二を乗じて得た額」に改め、同項第四号中、「給料の調整額の一部を改正する規則(平成十九年宮城県人事委員会規則第七・百三十四号)」を、「宮城県人事委員会規則七・百三十四(人事委員会規則七・百三十四(給料の調整額)の一部を改正する規則)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第八号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。附則第七項中、「百分の三・八」を、「百分の一・八」に改める。

附則第八項を附則第十項とし、附則第七項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 給与条則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する附則第八項の規定の適用については、同項中、「基礎額に」とあるのは、「給与条則第二十九項第一号に定める額に相当する額を減じて得た額から、その額に」とする。

附則第六項を附則第七項とし、附則第三項から附則第五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 給与条則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に支給する管理職手当は、第五条の規定にかかわらず、同条に規定する額に百分の九十九・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

この管理規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第九号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程(平成十九年宮城県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「が経過措置基準額」を、「企業職員給与規程第八条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)(附

則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同管理規程附則第三項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当（が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第五号）（第二条においてその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、「当該管理職手当のほか、当該管理職手当」を、「新管理規程第五條の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、企業職員給与規程附則第三項の規定による管理職手当）のほか、同条の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同管理規程附則第三項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当）」に、「得た額」を「得た額（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額）」に改める。

附則第三項第一号イ中「百分の九十九・七九」を「百分の九十九・六二」に改め、同号口中「百分の九十九・六九」を「百分の九十九・五二」に改め、同号に次のように加える。

八 平成十九年改正条例附則第九項第三号に規定する職員 百分の九十九・八三

附則
この管理規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第九号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程（平成二十二年宮城県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項の前の見出しを削り、同項を附則第八項とし、同項の前の見出しとして「（扶養手当等に関する経過措置）」を付し、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の特例）

5 第一条の規定によりその例によることとされる給与条例第九条第一項及び第五条の規定により支給される管理職手当を支給される職員のうち、給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に支給する管理職手当は、給与条例第九条第一項及び第五条の規定にかかわらず、同項及び同条の規定による額に百分の九十九・三を乗じて得た額とする。

附 則

この管理規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第十号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程（平成十九年宮城県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が経過措置基準額」を「（病院局職員給与規程第二条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」とい。）（附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同管理規程附則第五項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当）が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に病院局職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程（平成二十二年宮城県病院局管理規程第八号）（第二条においてその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、「当該管理職手当のほか、当該管理職手当」を、「新管理規程第五條の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、病院局職員給与規程附則第五項の規定による管理職手当）のほか、同条の規定による管理職手当（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同管理規程附則第五項の規定の適用がないものとした場合の管理職手当）」に、「得た額」を「得た額（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額）」に改める。

附則第三項第一号イ中「百分の九十九・七九」を「百分の九十九・六二」に改め、同号口中「百分の九十九・六九」を「百分の九十九・五二」に改め、同号に次のように加える。

八 平成十九年改正条例附則第九項第三号に規定する職員 百分の九十九・八三
附 則

この管理規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。